

(6) 加美町公認キャラクター「かみ〜ご」の派遣に関する要綱

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」の派遣（以下「派遣」という。）に関して、必要な事項を次のとおり定める。

（派遣基準）

第1条 派遣は、県内派遣を中心とし、原則として着ぐるみの被服のみの貸し出しは行わない。
なお、県外派遣については要相談とする。

（派遣申請）

第2条 派遣を申請する者は、派遣を希望する日の3ヶ月前から14日前までに加美町公認キャラクター「かみ〜ご」派遣申請書（別紙様式第1号）をかみ〜ご運営委員会に提出しなければならない。

（派遣承認）

第3条 派遣を依頼しようとする者は、あらかじめかみ〜ご運営委員会の承認を受けなければならない。

2 かみ〜ご運営委員会は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

3 かみ〜ご運営委員会は、使用の承認をするときは加美町公認キャラクター派遣承認通知書（別紙様式第2号）、派遣を不承認とするときは加美町公認キャラクター派遣不承認通知書（別紙様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（派遣時間）

第4条 派遣時間は午前9時から午後7時までの間で着衣時間は1日1時間以内、出演時間は30分間以内で1日1回とし、同一イベントへの2日以上派遣はできないものとする。但し、かみ〜ご運営委員会が特に必要と認めた場合は、派遣時間等を変更することができる。また、同一時間での複数事業への派遣はできないものとする。

（派遣単位）

第5条 派遣は、原則として「かみ〜ご」の着ぐるみとその中に入る人1名、誘導・整理のための人員1名を単位とする。但し、派遣状況により申請者に協力を要請する場合や、着ぐるみのみの貸し出しとなる場合もある。

（派遣費用）

第6条 派遣費用は1日当たり5,000円とする。交通費は町内は無料とし、町外は実費とする。宿泊費も実費とする。派遣費用・交通費・宿泊費は、いずれも派遣申請者の負担とする。但し、公共的団体が主催する事業、またはかみ〜ご運営委員会が特に必要と認める事業については、派遣費用等を免除することができる。

（派遣にかかる条件）

第7条 派遣を承認している場合であっても、派遣場所において、悪天候等のため着ぐるみの汚損または破損が予見されるときは派遣できない。

2 派遣申請者は、駐車場、控室を用意することとする。

(原状回復)

第8条 派遣申請者が故意または過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨をかみ〜ご運営委員会に連絡し、かつその請求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

(責任の制限)

第9条 派遣により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対し、町及びかみ〜ご運営委員会は一切その責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、かみ〜ご運営委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

(別紙様式第1号)

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」派遣申請書

平成 年 月 日

かみ〜ご運営委員長 様

所在地 〒

申請者 団体名
代表者名

印

加美町公認キャラクター「かみ〜ご」について、次のとおり派遣を申請します。

なお、派遣の受け入れにあたっては、「かみ〜ごの派遣に関する要綱」を遵守するとともに、着ぐるみと派遣された人員の安全に留意し、派遣を受け入れる事業での事故について、一切の責任を負います。

事業名	※開催するイベント・催事名等をご記入ください		
主催者名			
開催日時 および 派遣の時間	<開催日時>	<出演時間>	
開催場所 または 派遣場所			
具体的な 活動内容	※開催するイベント・催事名等をご記入ください		
責任者氏名			
担当者氏名 及 び 連絡先	<担当者氏名>	<電話番号>	<FAX番号>
派遣当日の 連絡先			
その他			

※事業内容が分かるチラシなどがあれば添付してください。